

東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故に伴う被災特別奨学生に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、学校法人二松学舎奨学金規程第14条、及び学校法人二松学舎奨学基金運用細則第11条第2項に基づき、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)並びに福島第一原子力発電所事故による被災学生に対する奨学金の給付について定める。

(対象者)

第2条 本内規に基づく被災特別奨学生の対象者は次の者とする。

- (1) 平成23年3月30日に制定された「東北地方太平洋沖地震で被災した二松学舎大学学生に対する授業料減免の取り扱いに関する内規」により授業料減免対象者となった者
- (2) 平成24年度及び平成25年度入学試験を受験し同年度に入学した学生のうち、主たる家計支持者が、平成23年3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)により死亡又は行方不明となった者、並びに同震災の災害救助法適用地域に在住の者(被災後転居した者を含む)で、家屋の「全壊」の罹災証明書等の発行を受け所得証明書等を提出できる者、及び福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点に在住の者(事故発生後転居した者を含む)で、所得証明書等を提出できる者

(給付期間)

第3条 奨学金の給付期間は、対象学生が卒業までに要する最短年限を限度とする。

2 前条第2号の対象者への給付期間は、2年次以降卒業までに要する最短年限を限度とする。

(給付額)

第4条 奨学金の給付額(年額)は次の通りとする。

- (1) 第2条第1号の対象者
 - ・ 主たる家計支持者の家屋が全壊、または福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点に在住の者=授業料半額相当額
 - ・ 主たる家計支持者の家屋が半壊の者=100,000円
- (2) 第2条第2号の対象者
 - ・ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の者、並びに家屋が全壊、または福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・特定避難勧奨地点に在住の者=100,000円

2 その他重篤な事態にある者については、前項の基準に準じて個別に判断する。

(申請手続き)

第5条 本内規に基づく奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付願書に罹災証明書、所得証明書等必要書類を添え、学生支援課に申請しなければならない。

(奨学生の選考)

第6条 奨学金給付の可否、給付額等を判定するため審査会議を設置する。審査会議の構成員は学長が指名する。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の決定は、審査会議の議を経て学長が推薦し、理事長が行う。

(事務担当)

第8条 本内規に関わる事務は、学生支援課が所管する。

附則(平成24年1月12日)

この内規は、平成24年1月12日から施行する。

附則(平成24年9月6日)

この内規は、平成24年9月6日から施行する。